

仙台市の住宅及び都市機能増進施設の立地の
適正化を図るための計画の策定について

仙台市の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画の策定について

本市の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画について次のとおり諮問する。

別冊「仙台市立地適正化計画（案）」

理 由

都市再生特別措置法第81条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として、令和5年度から令和24年度の計画期間として策定するにあたり、その内容について諮問するもの。